

～身の危険を感じたら、すぐに避難～

防災避難マップの活用を



8月20日に発生した広島県における大規模な土砂災害では、甚大な被害が発生し、多くの尊い命が犠牲となりました。今回の被害は大雨に加え、もろく崩れやすい地形などにより、大規模な土石流災害となりました。

島原市では、長崎県が指定した土砂災害危険箇所（※）を表記した「島原市防災避難マップ（平成24年10月作成）」を各世帯に配布しています。

いざという時に備え、お住まいの周囲の地形などを再点検し、普段と異なる状況に気付いた場合は、直ちに安全な場所に避難しましょう。

※土砂災害危険箇所とは、土石流が発生する恐れがある区域や急な斜面、山腹が崩れ落ちる恐れがある区域で、長崎県が一定の仕様にに基づき指定しています。なお、県のホームページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/>）から「災害危険箇所・警戒区域情報」を見ることができます

▶**防災避難マップ配布場所** 市民安全課、市民窓口サービス課、有明支所、各地区公民館

▶**問い合わせ先** 市民安全課防災班（☎63-1111 内線241）



多くの人が集まる催しには、消火器の準備・消防署への届出が必要です

平成25年8月に市外の花火大会において、露店商によるガソリンの不適切な取り扱いで多数の死傷者が発生したことから、同様の事故を防止するため、島原地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正しました。（平成26年8月1日から適用）

催しを開催する際は次のことを守りましょう。詳しくは、消防本部へお問い合わせください。

①消火器を準備しましょう

催しで火気器具（コンロ、鉄板焼き器、発電機など）を使用する場合、消火器を準備しましょう



②消防署へ露店等の開設届出を提出しましょう

催しで火気器具を使用する露店などを開設する場合、原則、露店を開設する者が消防署へ届出を行いましょ



- ※ 「多くの人が集まる催し」とは、地域における夏祭りなどのほか、学校での学園祭、実行委員会によるイベントなどで、近親者によるバーベキューなどの個人的な行事は対象外です
- ※ 「露店等」とは露店、屋台で物品や飲食物の販売などを行うもので、市民が出す露店なども該当します
- ※ 「露店等の開設届出」は、原則、露店を開設する者が消防署へ届出を行います。ただし、火気器具を使用する露店などが複数ある場合や地域の夏祭りなどの場合は、主催者が取りまとめて届け出すことができます

▶**問い合わせ先** 島原地域広域市町村圏組合消防本部 予防課（☎62-5857）